2　事業主は、前項の書類を当該対象障害者である労働者の死亡、退職又は解雇の日から三年間保存するものとする。

附　則

（法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数に関する特例）

第四条　法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数は、第四条の十五の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。

一　法第三十七条第二項に規定する精神障害者である短時間勤務職員

二　その採用の日又は精神保健福祉法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日（知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日）のいずれか遅い日から起算して三年を経過するまでの間にある者（その採用前三年以内に当該国又は地方公共団体の職員を退職した者を除く。）

第五条　前条の規定は、平成三十五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなった者について適用する。

（法第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四十五条の二第四項の厚生労働省令で定める数に関する特例）

第六条　法第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四十五条の二第四項の厚生労働省令で定める数は、第六条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。

一　法第三十七条第二項に規定する精神障害者である短時間労働者

二　その雇入れの日又は精神保健福祉法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日（知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日）のいずれか遅い日から起算して三年を経過するまでの間にある者（雇入れの日前三年以内に当該事業主（法第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項又は第四十五条の三第一項の規定の適用を受ける事業主にあっては、これらの規定の適用を受ける当該事業主以外の事業主を含む。）の事業を退職した者を除く。）

第七条　前条の規定は、平成三十五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなった者について適用する。

（法第七十九条第一項の労働省令で定める資格を有する労働者に関する暫定措置）

第七条　法第七十九条第一項の労働省令で定める資格を有する労働者は、昭和五十二年九月三十日までの間は第四十条に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）を卒業した者で、その後二年以上雇用管理その他の労務に関する事項（以下この条において「労務に関する事項」という。）についての実務に従事した経験を有するもの

二　学校教育法による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む。）を卒業した者で、その後三年以上労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

三　前二号に掲げる者以外の者で、四年以上労務に関する事項についての実務に従事した経験を有するもの

2　事業主は、前項の書類を当該身体障害者である労働者等の死亡、退職又は解雇の日から三年間保存するものとする。

附　則

（昭和五十一年度分の調整金の支給に関する特例）

第四条　昭和五十一年度分の調整金の支給に関する第十六条の規定の適用については、同条中「各年度の十二月一日から同月三十一日まで」とあるのは、「昭和五十三年二月一日から同月二十八日まで」とする。

（昭和五十一年度分の納付金に関する特例）

第五条　昭和五十一年度分の納付金に関する第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、第二十六条第一項第二号中「当該年度に属する各月（当該年度」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月（当該期間」と、第二十七条第一項第二号中「当該年度に属する各月」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月」と、同項第三号及び第四号中「当該年度において」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの期間内において」と、同項第三号中「当該年度の」とあるのは「当該期間の」とする。

（昭和五十一年度分の納付金に関する延納の特例）

第六条　昭和五十一年度分の納付金に関する第二十九条及び第三十条の規定の適用については、第二十九条第一項中「百万円」とあるのは「五十万円」と、「四月一日から七月三十一日まで、八月一日から十一月三十日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日まで」とあるのは「昭和五十二年十月一日から同年十二月三十一日まで及び昭和五十三年一月一日から同年三月三十一日まで」と、同条第二項及び第三十条第一項中「その年度の初日」とあるのは「昭和五十二年十月一日」と読み替えるものとする。